

特別定額給付金のお知らせ

【給付対象者及び受給権者】

- ・ **給付対象者**は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
- ・ **受給権者**は、その方が属する世帯の世帯主

【給付額】

- ・ 給付対象者1人につき10万円

【給付金の申請及び給付の方法】

- ・ 給付金の申請は以下の3通りを基本とし、給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。
(5月15日より順次給付開始)

【申請受付期間】 令和2年5月7日～8月6日（土日祝日除く）

【申請書】 5月1日より役場から各世帯主へ発送されます。

- ## 【申請方法】
- ①送付された申請書に必要事項を記載し、封筒に入れ阿嘉慶留間出張所設置の専用箱へ投函
 - ②オンライン申請（マイナポータルで検索）
※5月1日より運用予定
 - ③郵送による提出（切手をご自身で用意していただき、役場総務・福祉課まで郵送）

※5月11日午後、12日午前に出張所にて臨時窓口を設けます。

※添付書類をコピーすることができない場合は阿嘉慶留間出張所にてコピーが可能です。（無料）

第1回給付日：令和2年5月15日（5月12日受付分まで）